

大分県報

平成三十年
号外（五九）
七月二十日

（金曜日）

目次

告示

議決された予算の要領……………1

○告示

大分県告示第四百六十五号

平成三十年大分県議会第二回定例会で議決された予算の要領は、次のとおりである。

平成三十年七月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成30年度 大分県一般会計補正予算（第1号）

平成30年度大分県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,072,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ619,017,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳 入）

款	項	既定額	補正額	計
9 国庫支出金	2 国庫補助金	64,701,785	1,333,333	66,035,118
		93,170,623	1,333,333	94,503,956
12 繰入金	2 基金繰入金	23,566,124	138,765	23,704,889
		23,288,040	138,765	23,426,805
15 県債	1 県債	70,689,000	600,000	71,289,000
		70,689,000	600,000	71,289,000
歳入合計		616,945,000	2,072,098	619,017,098
（歳出）				
款	項	既定額	補正額	計
6 農林水産業費	4 林業費	12,277,736	2,000,000	14,277,736
		50,620,019	2,000,000	52,620,019
8 土木費	3 河川海岸費	23,032,606	72,098	23,104,704
		81,806,826	72,098	81,878,924
歳出合計		616,945,000	2,072,098	619,017,098
第2表 繰越明許費				
款	項	事業名	金額	
6 農林水産業費	4 林業費		1,418,000	
		災害関連緊急治山事業費	1,418,000	
合計			1,418,000	

第3表

変更

地方債補正

起債の目的	補正前				補正後				摘要
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	
治山費	1,485,000				2,085,000				

(注) 起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。